

資産活用のヒントをお届けします

資産活用通信

発行 **ベイヒルズ 税理士法人**



〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1

KDX横浜ビル 6階

TEL : 045-450-6701

FAX : 045-450-6706

HP : <http://www.bayhills.co.jp>

2018年7月
第240号

首都圏の自宅所有者は、相続税リスクが跳ね上がる!?

首都圏では、相続税の対象者が全国平均の6割アップに!

国税庁発表では、2016年中に全国で亡くなった方(被相続人)は、約131万人、うち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万6千人。相続税の課税割合は8.1%と、相続税大增税前の2014年より3.7ポイントも上昇しました。

一方、首都圏を管轄する東京国税局管内(東京、神奈川、千葉、山梨)の被相続人は約25万7千人(全国の19.6%)で、うち課税対象者は同31.1%の約3万3千人に達していることが明らかに。その結果、首都圏の相続税課税割合は全国平均の約6割アップの12.8%にも上りました。

相続税の申告実績/東京国税局との全国比較

項目	2014年		2015年		2016年	
	東京国税局	全国合計	東京国税局	全国合計	東京国税局	全国合計
①被相続人数(=死亡者数)	249,140人	1,273,004人	253,150人	1,290,444人	256,737人	1,307,748人
②相続税を申告した被相続人数	18,608人	56,239人	32,209人	103,043人	32,909人	105,880人
③課税割合(②/①)	7.50%	4.40%	12.70%	8.00%	12.80%	8.10%
④相続税を納税した相続人数	44,114人	133,310人	73,046人	233,555人	74,484人	238,550人
課税価格	4兆3,853億円	11兆4,766億円	5兆1,723億円	14兆5,554億円	5兆2,818億円	14兆7,813億円
⑤申告税額	6,514億円	1兆3,908億円	7,615億円	1兆8,116万円	8,140億円	1兆8,681億円
⑥被相続人1人あたりの課税価格	2億3,567万円	2億407万円	1億6,059万円	1億4,126万円	1億6,050万円	1億3,960万円
⑦被相続人1人あたりの申告税額	3,501万円	2,473万円	2,364万円	1,758万円	2,473万円	1,764万円

相続税増税の影響は明らかに!

◆100人中8人は相続税の対象に!

2015年から相続税の基礎控除が4割も減額され、相続税がかかる方が大きく増えることが予想されていましたが、国税庁の発表データ(上図)でその実態が判明しました。

2015年中に亡くなられた方約129万人のうち、相続税の課税対象者は10万3千人強でした。一方、2014年は死亡者数約127万人中課税対象者が5万6千人強で、課税対象者が8割(4万6,804人)も増える結果に!

全国的に見た場合、増税前(2014年)の課税割合は4.4%でしたが、増税後は1958(昭和33)年に降最高の8.0%に倍増しました。つまり、100人亡くなると8人に相続税がかかる計算で、2016年も同水準となっています。

◆相続税の課税リスクは東京がダントツ!

課税割合が最も高い東京国税局管内では、増税2年後の2016年の課税割合が12.8%に達しています。2番目に課税割合が高い地域がトヨタ自動車など有力企業の力で発展している名古屋国税局管内で11.0%、つぎに大阪国税局管内の8.4%が続いています。

課税価格からみても、東京国税局管内が名古屋と大阪の両国税局管内の約2倍強、申告税額に至っては名古屋国税局の約3.3倍、大阪国税局の約2.7倍でした。つまり、首都圏在住者は相続税課税リスクが跳ね上がるというわけです。

東京国税局管内では、相続税の約半分を負担!

相続税課税価格(財産)は、14兆7,813億円で、申告(相続)税額は1兆8,681億円でした。東京国税局管内に絞ってみると、課税財産が5兆2,818億円(全体の35.7%)で、相続税額はなんと43.6%の8,140億円でした。つまり、税額ベースでは全国のおよそ半分を首都圏で納めている実態が浮かび上がってきます。

被相続人1人あたりでは、全国平均の課税財産が1億3,960万円に対して、東京国税局管内は15%アップの1億6,050万円でした。また相続税額では全国平均1,764万円が、東京国税局管内は約1.4倍の2,473万円に達しており、首都圏居住者には、重税感がひしひしと伝わってくる相続税の状況が。

出典:43NAVI(株)コンサルティング・リアルファ

ベイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513